

令和 7 年 9 月 2 日  
道路・交通計画部交通政策課

エイトライナー促進協議会第 3 2 回総会の開催結果について

1 主旨 エイトライナー促進協議会第 3 2 回総会の開催結果について報告する。

2 概要

(1) 開催日時 令和 7 年 7 月 2 5 日(金) 1 5 時～1 6 時 1 5 分

(2) 開催場所 板橋区役所(東京都板橋区板橋 2-6 6-1)

(3) 議決事項 エイトライナー促進協議会第 3 2 回総会 議案

議案第 1 号 令和 6 年度 活動実績報告

議案第 2 号 令和 6 年度 歳入・歳出決算報告

議案第 3 号 令和 7 年度 事業計画

議案第 4 号 令和 7 年度 歳入・歳出予算

3 添付資料

資料 1 エイトライナー促進協議会第 3 2 回総会 議案

資料 2 「交通政策審議会答申 第 1 9 8 号」(抜粋)

# エイトライナー促進協議会 第32回 総会 議案

令和7年7月25日（金）  
板橋区役所 本庁舎

# 資料一覧

	ページ
1. エイトライナー促進協議会第32回総会 次第	1
2. 議 事	
議案第1号 令和6年度 活動実績報告	2
議案第2号 令和6年度 歳入・歳出決算報告	3～4
議案第3号 令和7年度 事業計画	5
議案第4号 令和7年度 歳入・歳出予算	6
3. 参考資料	
エイトライナー促進協議会設置要綱	7～9
エイトライナー促進協議会会員名簿	10

# エイトライナー促進協議会

## 第 3 2 回 総 会 次 第

進行：板橋区都市整備部長

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

エイトライナー促進協議会会長      世田谷区長      保坂展人

### 3. 役員紹介

### 4. 議 事

(1) 議案第1号 令和6年度 活動実績報告

(2) 議案第2号 令和6年度 歳入・歳出決算報告

(3) 議案第3号 令和7年度 事業計画

(4) 議案第4号 令和7年度 歳入・歳出予算

### 5. 活動報告

「令和6年度活動報告及び今後の進め方」

板橋区都市整備部都市計画課長

### 6. 講演会

テーマ：「持続可能な都市公共交通とまちづくりの展望」

講 師：早稲田大学理工学術院 教授 森本 章倫 氏

### 7. 閉 会

## 【議案第1号】

## 令和6年度 活動実績報告

## 1. エイトライナー促進協議会第31回理事会・総会の開催

開催日等	令和6年7月30日（木）玉川区民会館
内 容	(1) 令和5年度 活動実績の承認 (2) 令和5年度 歳入・歳出決算の承認 (3) 令和6年度 事業計画の決定 (4) 令和6年度 歳入・歳出予算の決定

## 2. 実現に向けた調査研究

平成28年に交通政策審議会答申第198号において示された課題解決に向け、エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、需要予測の事前調査を実施した。また、次期答申までに必要な調査内容や係る費用の明確化を目指し、必要に応じた分担金の精査に取り組んだ。

## 【議案第2号】

## 令和6年度 歳入・歳出決算報告

## 令和6年度エイトライナー促進協議会 歳入・歳出決算報告書

エイトライナー促進協議会

会長 保坂 展人

(単位：円)

## 《歳入》

科目	予算額	決算額	増減	摘要
①分担金	1,800,000	1,800,000	0	1区30万円
②諸収入	0	1,152	1,152	預金利息
③繰越金	1,042,675	1,042,675	0	
合計	2,842,675	2,843,827	1,152	

## 《歳出》

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
事業費	800,000	280,073	△ 519,927		
内 訳	①総会	200,000	98,073	△ 101,927	
	②研修会	100,000	50,000	△ 50,000	
	③啓発活動	500,000	132,000	△ 368,000	ホームページ保守管理
	④研究活動	0	0	0	調査委託料
⑤事務費	50,000	2,480	△ 47,520	振込手数料	
⑥予備費	1,992,675	0	△ 1,992,675		
合計	2,842,675	282,553	△ 2,560,122		

## 《歳入・歳出決算》

歳入決算額	2,843,827
歳出決算額	282,553
繰越金	2,561,274

# 会 計 監 査 報 告

監査の対象 : 令和6年度エイトライナー促進協議会歳入・歳出決算

1. 令和6年4月1日から令和7年3月31日に至るエイトライナー促進協議会の収支についての会計監査を、令和7年6月13日に実施いたしました。
2. 本協議会の収支については、関係書類の閲覧及び照会、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認めました。

令和7年 6月 13日

エイトライナー促進協議会会計監事  
板橋区長 坂本 健



エイトライナー促進協議会会計監事  
北区議会議員 青木 博子



## 【議案第3号】

## 令和7年度 事業計画

## 1. 理事会・総会の開催

開催日 令和7年7月25日（金）

会場 板橋区役所 本庁舎

（板橋区板橋2-66-1）

理事会：第2委員会室

総会：第1委員会室

## 2. 区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応について

平成28年に交通政策審議会答申第198号において示された課題解決に向け、エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、近年の社会情勢を考慮した中量軌道等の需要予測調査及び費用便益分析を実施する。

## 【議案第4号】

## 令和7年度 歳入・歳出予算

## 1. 内訳

(単位：円)

## 《歳入》

科目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	摘要
分担金	8,400,000	1,800,000	6,600,000	
諸収入	0	0	0	預金利息
繰越金	2,561,274	1,042,675	1,518,599	
合計	10,961,274	2,842,675	8,118,599	

## 《歳出》

科目	令和7年度予算	令和6年度予算	増減	摘要	
事業費	8,350,000	800,000	7,550,000		
内 訳	総会	100,000	200,000	△ 100,000	
	研修会	50,000	100,000	△ 50,000	
	啓発活動	200,000	500,000	△ 300,000	ホームページ保守管理委託(令和7年4月1日契約)
	研究活動	8,000,000	0	8,000,000	調査委託等
事務費	50,000	50,000	0	図書購入、雑費等	
予備費	2,561,274	1,992,675	568,599		
合計	10,961,274	2,842,675	8,118,599		

## 2. 分担金金額

1区 140万円

## 3. 納入期限

令和7年8月15日(金)

# 「エイトライナー促進協議会」設置要綱

## (総則)

第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区（以下「6区」という。）を結ぶ環状方向の新しい公共交通（以下「エイトライナー」という。）を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国、東京都及び関係機関への請願及び陳情
- (2) エイトライナーの整備促進のために必要な事業

## (構成)

第3条 協議会は、総会と理事会で構成し、協議会の事務を運営する幹事会を置く。

## (総会等)

第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算決算
- (3) 要綱の改正
- (4) その他、重要な事項

3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第2項に規定する総会の議決事項を、第5条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

## (理事会等)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

3 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第14条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第6条第1項の規定に関わらず、理事会は書面による決議ができるものとする。

## (会議)

第6条 総会及び理事会（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところ

ろによる。

(役員)

第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

- 2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事の互選とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第10条 会計監事は、理事の互選とする。

- 2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。

- (1) 常任幹事は、部長級の職員を充てる。
- (2) 幹事は、課長級の職員を充てる。
- (3) 書記は、担当者を充てる。
- 2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。
- 3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(幹事会)

第14条 協議会に前条第1項第1号の常任幹事および第2号の幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第5条第2項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。
- 3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
- 4 幹事会の議長は、第8条第1項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。
- 5 幹事会は、第5条第3項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、6区の出金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 出金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第16条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第17条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

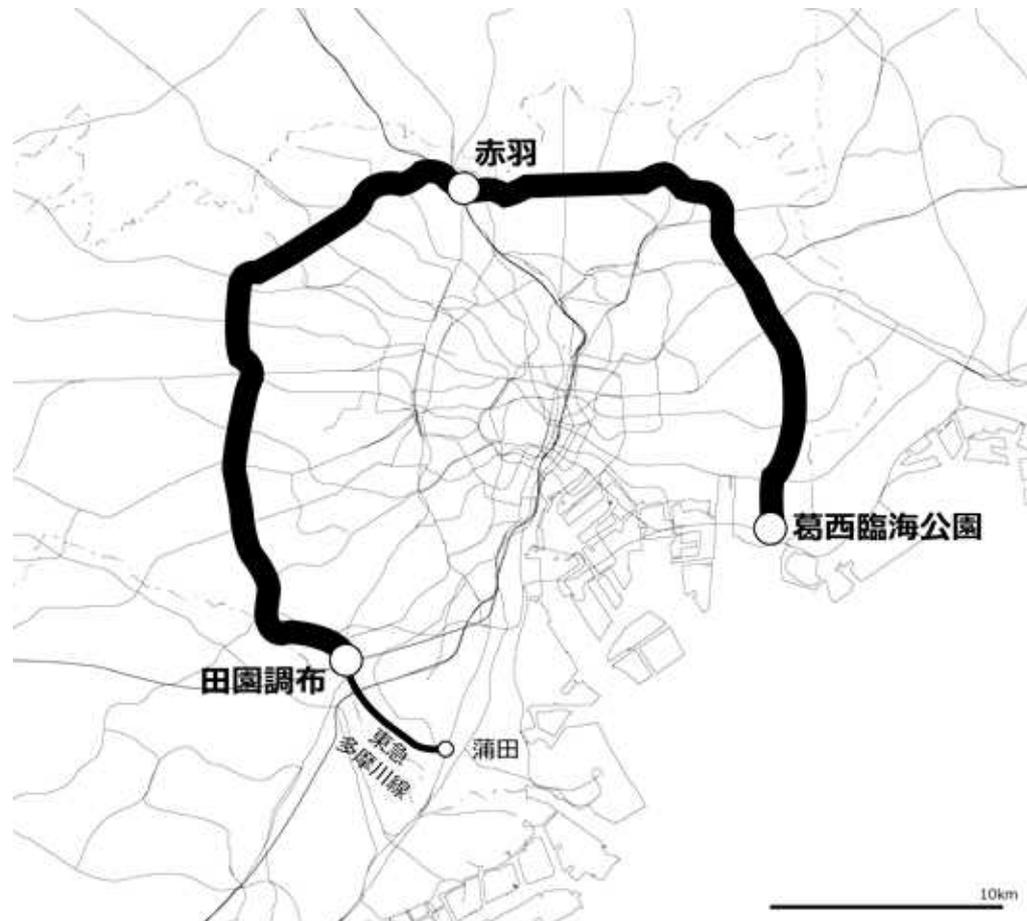
この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。



<18> 区部周辺部環状公共交通の新設（葛西臨海公園～赤羽～田園調布）



【意義】

- ・環状七・八号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待。

【課題】

- ・事業性に課題があるため、関係地方公共団体において、事業計画について十分な検討が行われることを期待。
- ・また、高額な事業費が課題となると考えられることから、需要等も見極めつつ中量軌道等の導入や整備効果の高い区間の優先整備など整備方策について、検討が行われることを期待。